

第1回半田市水道料金等審議会 次第

日時：令和7年6月25日（水）19時～
会場：半田市役所 大会議室（4階）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 諮問
- 7 会長あいさつ
- 8 議事
 - (1) 上水道事業経営について
 - (2) 下水道事業経営について
- 9 その他
 - (1) 第2回以後の予定について
- 10 閉会

◆次回以後開催予定

第2回 令和7年 7月 9日（水）19時～21時：下水
第3回 令和7年 8月 6日（水）19時～21時：下水
第4回 令和7年 9月10日（水）19時～21時：上水
第5回 令和7年10月 8日（水）19時～21時：上水
第6回 令和7年11月 5日（水）19時～21時：上水
第7回 令和7年11月26日（水）19時～21時：上水・下水
予備日 令和7年12月10日（水）19時～21時：
会 場：半田市役所大会議室（4階）または庁議室（4階）

半田市水道料金等審議会委員名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
日本福祉大学 教授	ちかみ さとし 千頭 聡
愛知工業大学 教授	まるやま やすし 丸山 恭司
近藤敏通会計事務所	こんどう としみち 近藤 敏通
知多信用金庫 理事	さかきばら えいじ 榊原 英治
半田商工会議所 専務理事	こやなぎ あつし 小柳 厚
半田青年会議所	さかきばら ふとし 榊原 太
社会福祉協議会 常務理事	おのだ やすし 小野田 靖
区長連絡協議会 理事	はんだ まさや 半田 雅也
特定非営利活動法人りんりん 理事長	わたなべ ちえ 渡邊 千恵
公募委員	おおつぼ しげお 大坪 成生
公募委員	うちだ ともや 内田 智也
公募委員	ほしの ひろみ 星野 弘美

第1回水道料金等審議会

【上水道課】令和7年6月25日



資料

【資料①】 半田市水道事業経営戦略（案） （令和7年度～令和16年度）

※参考：現行の水道ビジョン・経営戦略はこちら



水道料金等審議会の役割

水道料金等審議会は「半田市水道料金等審議会条例」に基づき設置している審議会であり、委員を12人以内で組織する。

【審議会の職務】 半田市水道料金等審議会条例第二条より
審議会は、管理者の諮問に応じて水道料金、下水道使用料等について必要な調査及び審議を行うものとする。

【水道料金等審議会の役割】
半田市長から半田市水道料金等審議会条例第二条に基づき諮問（意見を尋ね求める）を受け、水道料金・下水道使用料の考え方や適正な料金等について審議し半田市長に答申（意見を述べる）をする。

1. 水道事業の概要

水道事業とは

水道事業には、**水道法**で定められた目的があります。

【水道法】

第1条（目的）

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道基盤を強化することによって**清浄にして豊富低廉**な水の供給を図り、**公衆衛生の向上と生活環境の改善**とに寄与することを目的とする。

〔清浄〕	→	安全な水
〔豊富〕	→	安定した供給
〔低廉〕	→	安価な料金

水道事業の経営

「水道事業」は地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法に準拠して事業を行っています。したがって、**使用者からの料金収入のみで事業を行うことが原則**となります。

【地方公営企業法】

第17条の二（経費負担の原則）

地方公営企業の特別会計においては、その**経費**は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入**をもつて充てなければならない。



独立採算制が基本

水道施設の現況

(創設:昭和4年2月25日認可、翌年に通水開始)
令和7年は95周年となる

項 目	認可値	R5決算値
計画給水人口 (人)	123,700	116,048
計画一日最大給水量 (m ³ /日)	51,700	42,400
配水場 (施設)	3 (7池)	
ポンプ所 (箇所)	3	
総管路延長 (Km)	650	

現在の水道料金

メーター 口径	基本料金 (円/月・件)	従量料金(円/m3)						
		0~20	21~40	41~60	61~100	101~200	201~	臨時用
13mm	510円							
20mm	710円							
25mm	2,070円							
30mm	3,120円							
40mm	6,480円	40円	85円	130円	135円	170円	225円	320円
50mm	10,680円							
75mm	28,440円							
100mm	55,080円							
150mm	140,000円							

参考：他市の状況

県内 順位	周辺順位 ※1	市町村	給水人口 (人)	1日平均給水量 (m ³ /日)	料金 (φ20mm) (20m ³ (円/月))
1		犬山市	71,030	28,257	1,479
2		一宮市	372,739	111,981	1,926
3	1	半田市	114,383	38,549	2,155
4		岩倉市	47,477	14,235	2,210
5		刈谷市	152,578	49,230	2,310
∧		∧			
7	2	東浦町	49,407	14,178	2,475
∧		∧			
10	3	東海市	112,145	32,087	2,530
∧		∧			
13	4	武豊町	43,211	13,666	2,640
∧		∧			
16	5	知多市	82,172	24,249	2,651
∧		∧			
19	6	阿久比町	27,864	7,795	2,805
∧		∧			
22	7	大府市	93,127	26,855	2,860
23	8	常滑市	58,205	20,940	2,915
∧		∧			
26	9	南知多町	15,373	8,011	2,996
∧		∧			
35	10	美浜町	21,457	7,447	3,568
∧		∧			

※1 知多半島5市5町の順位

出典：令和5年度 愛知県の水道より
愛知県「市町村公営企業のあらまし（2024年12月版）」より

2. 経営の基本方針

企業会計の仕組み

収益的収支（3条）

水道水を供給する経費とその財源

収入

営業収益

給水収益等
(料金収入)

営業外収益

支出

営業費用

受水費等

営業外費用

減価償却費

純損益

資本的収支（4条）

水道施設を整備するための経費とその財源

収入

企業債

補助金・負担金

補てん財源

支出

企業債
償還金

建設改良費

内部留保資金

新水道ビジョンで掲げた 基本理念

【基本理念】

安心・安全な水をいつでも、どこでも、いつまでも

施策目標

《安全》 安全な水の供給

《強靱》 災害に強くしなやかな水道の構築

《持続》 持続可能な水道事業の実現

経営の基本方針

- ▶ ①水道施設の計画的な改築・更新
- ▶ ②純利益の確保
- ▶ ③内部留保資金（13億円）の確保

3. 経営状況と今後の見通し

給水収益の減少要因

給水人口減や節水機器の導入などによる
有収水量の減の影響で給水収益は、
「減少」していく

単身世帯や核家族化の進行（少人数世帯の増加）



安価な料金区分の利用割合が増加

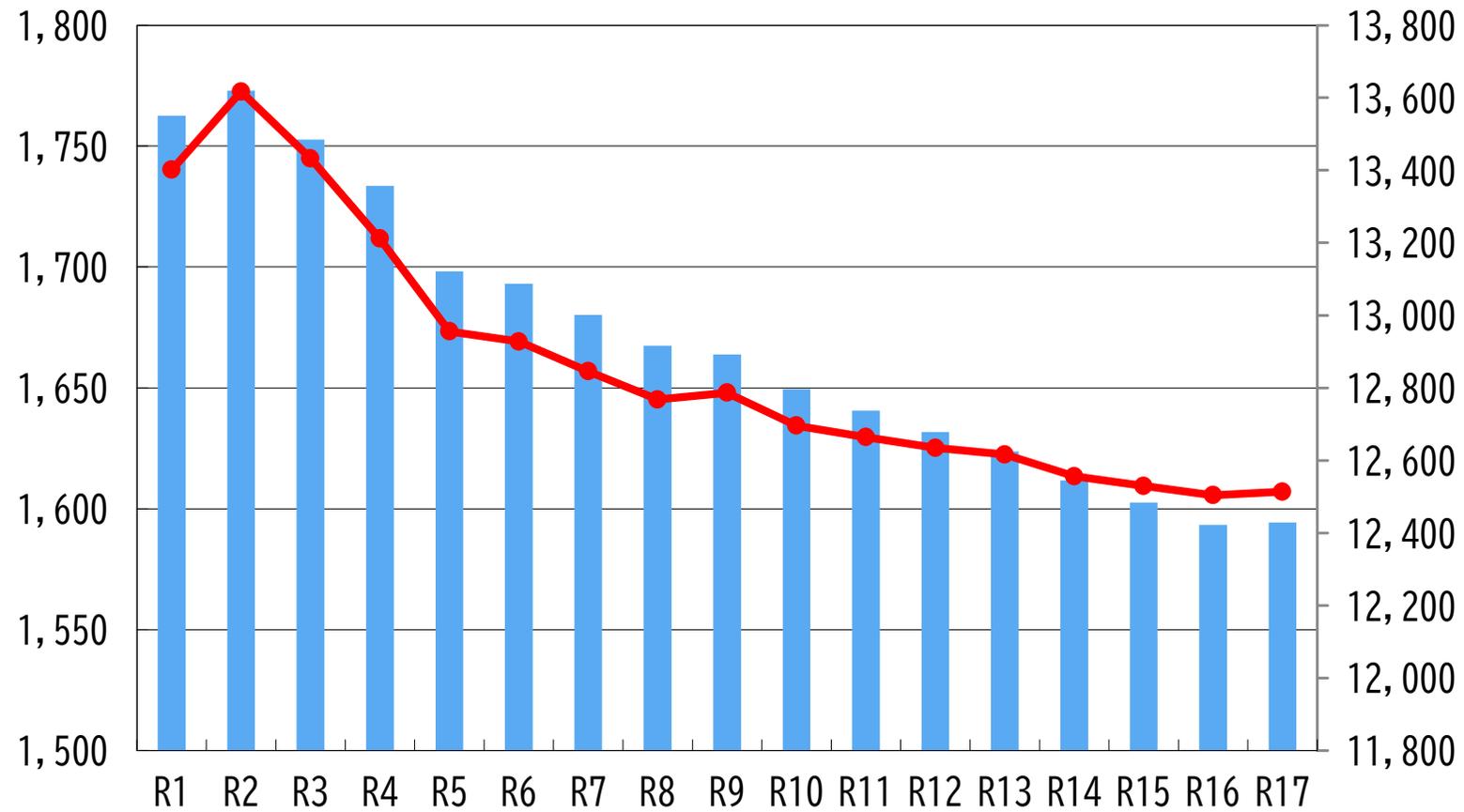
従量料金	0 ~ 20 m ³	40 円/m ³
	21 ~ 40 m ³	85 円/m ³
	・	・
	・	・
	・	・

給水収益の見通し

給水収益(税抜)
(百万円)

給水収益と有収水量の見込み

年間総有収水量
(千m³)



■ 給水収益の見込み ● 年間有収水量(m³/年)

受水費の見通し

- ・ 県営水道の料金値上げに伴う受水費の増加

- ・ **2段階**で改定（**値上げ**）

令和6年10月～（令和5年度と同量の場合、約2,800万円の増）

令和8年4月～（令和5年度と同量の場合、約8,500万円の増）

表. 4年間の料金収入の伸び率

区分		単位	改定前	改定後		
			～2024年9月30日	2024年10月1日～	2026年4月1日～	
料金単価	基本料金	基礎水量	円/m ³ /年	10,800	同左	同左
		その他水量	円/m ³ /年	15,360	同左	同左
	使用料金	円/m ³	26	28	32	
料金収入	平均改定率※	-	-	5.6%		

愛知県企業庁HPより

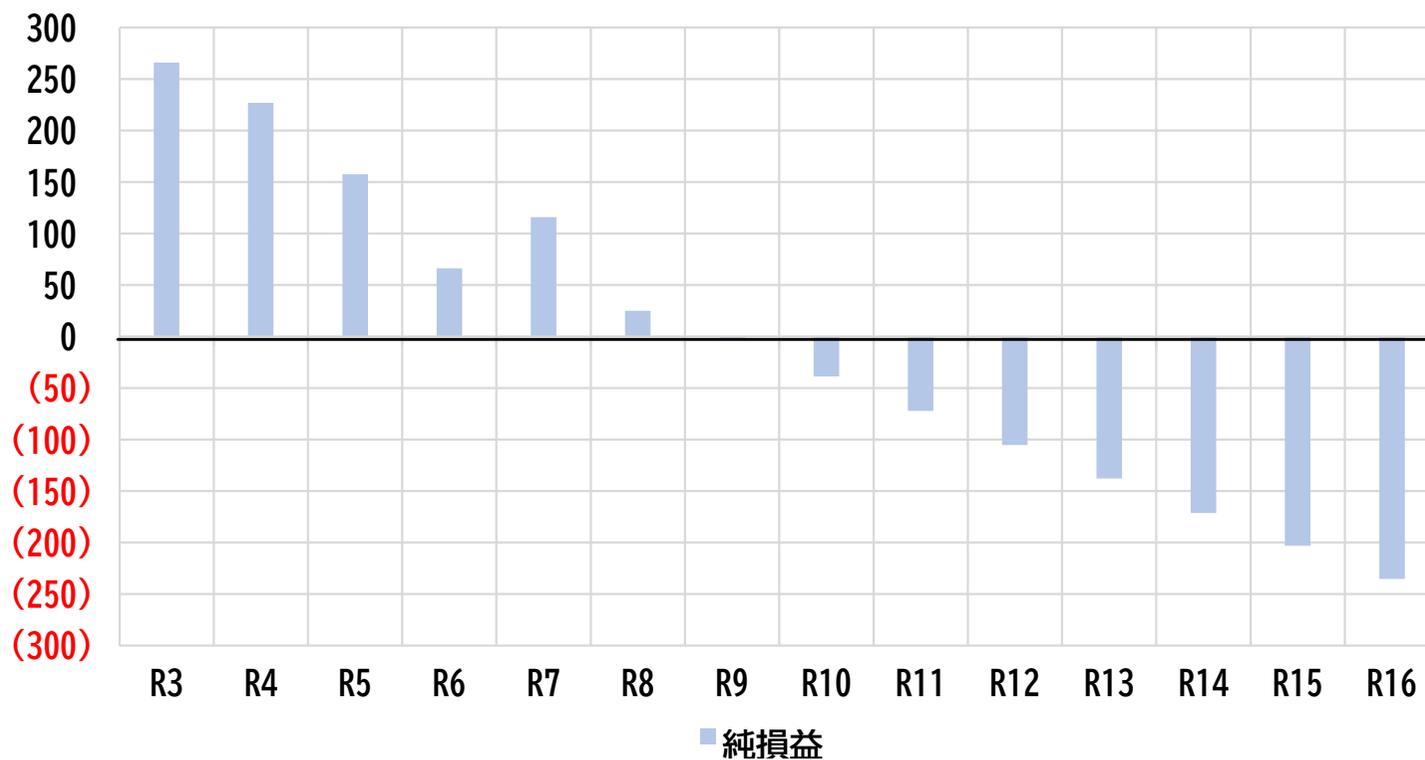
収益的収支の見通し

(百千円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	2,118	2,059	2,049	2,027	1,992	1,973	1,962	1,942	1,926	1,911
支出	1,852	1,832	1,892	1,961	1,876	1,948	1,965	1,980	1,998	2,016
差引 (当年度純損益)	266	227	158	66	116	25	-3	-39	-72	-105

当期純利益
(百万円)

純損益の推移



建設改良費の見通し

① 大規模地震の被害を最小限に留め、迅速な応急給水の確保のため

- ・ 基幹管路および重要給水施設への管路の耐震化事業
- ・ 配水池施設の耐震化事業

→ 基幹管路（Φ300以上）の耐震化率88.5%（令和5年度末時点）

② 経年化する水道施設の計画的な更新および配水支管の整備のため

- ・ 老朽設備機器更新事業
- ・ 老朽管更新事業
- ・ 他事業関連配水支管整備事業

→ 管路経年化率14.98%（令和5年度末時点）

これまで

耐震化事業に注力



これから

耐震化事業に加えて
老朽管対策も注力

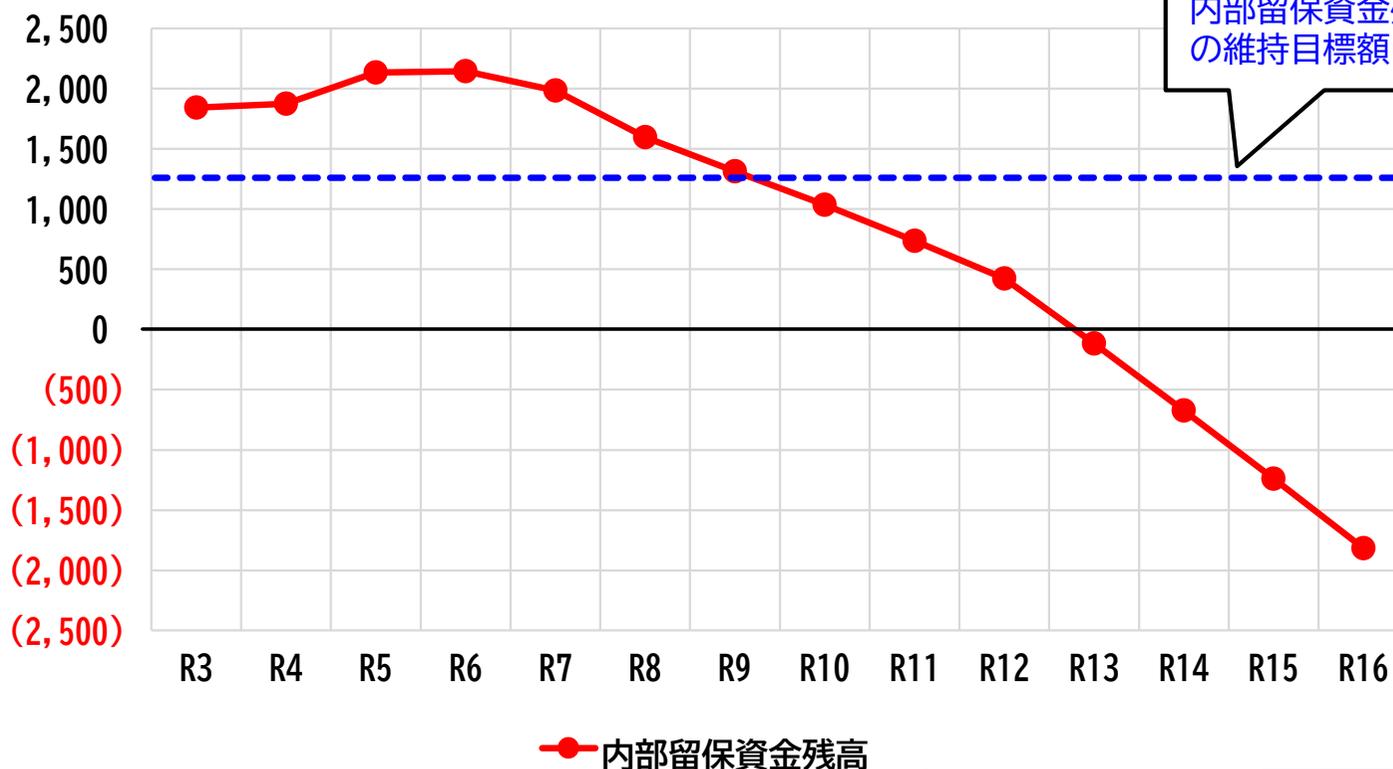
資本的収支の見通し

(百千円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	23	54	375	289	188	133	240	254	242	244
支出	433	613	644	716	846	950	943	937	936	936
差引(不足分)	-410	-559	-269	-427	-658	-817	-702	-683	-694	-692
内部留保資金残高	1,843	1,876	2,134	2,146	1,986	1,596	1,315	1,037	735	423

内部留保資金残高
(百万円)

内部留保資金残高の推移



目標達成のためには…

- 業務の効率化
- 更新投資の平準化
- 水道料金の改定

などが必要

事業効率化に向け実施する事項

- ・ 窓口業務等を外部委託して業務を効率化
- ・ 遊休施設の跡地を売却して収益化
- ・ 他事業体と料金システム等を共同化して費用削減
(帳票の統一やオンラインシステムの共同構築などを検討)
- ・ 愛知県の施設から直接配水を行うことで
緑ヶ丘増圧ポンプ場を廃止 (R9までに整備予定)
- ・ 下水道事業とともに組織の見直しを検討
- ・ スマートメーターの導入によるDXの推進と
お客様サービスの向上

第1回水道料金等審議会

【下水道課】令和7年6月25日

資料

- 【資料①】 下水道使用料関係法規（抜粋）
- 【資料②】 半田市下水道事業経営戦略
（令和7年度～令和16年度）
- 【資料③】 前回答申書
- 【資料④】 地方公営企業繰出金について
- 【資料⑤】 用語集

水道料金等審議会の役割

水道料金等審議会は「半田市水道料金等審議会条例」に基づき設置している審議会であり、委員を12人以内で組織します。

【審議会の職務】 半田市水道料金等審議会条例第二条より

審議会は、管理者の諮問に応じて水道料金、下水道使用料等について必要な調査及び審議を行うものとする。

水道料金等審議会の役割

半田市長から半田市水道料金等審議会条例第二条に基づき諮問を受け、水道料金・下水道使用料の考え方や適正な料金等について審議をし、半田市長に答申（意見を述べる）をする。

1. 下水道事業の概要



下水道とは

【下水道法第2条】

- 一 **下水** 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「**汚水**」という。)又は**雨水**をいう。
- 二 **下水道** 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

下水道の役割

汚水事業	雨水事業
1. 生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none">・汚水管（地下トンネル）による「汚水」の排除⇒ 悪臭の発生抑制⇒ 蚊やハエの発生抑制⇒ 伝染病の予防、蔓延の防止	3. 浸水被害の低減 <ul style="list-style-type: none">⇒ 10年確率（70mm/時）の降雨に対応⇒ 排水ポンプ場による低い土地の雨水の排除
2. 環境保全 <ul style="list-style-type: none">・公共用水域（川や海）の水質の保全	

分流式下水道と合流式下水道



半田市は「分流式下水道」です

公共下水道と流域下水道

- **公共下水道** 下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道
 - ・ 終末処理場を有するもの ⇒ 単独公共下水道
 - ・ 流域下水道に接続するもの ⇒ 流域関連公共下水道 **【半田市】**
- **流域下水道** 二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - 【衣浦西部流域下水道】**
半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町

下水道施設の現況

		汚水事業	雨水事業
整備状況	行政面積	4,742.0 ha	
	計画面積 (A)	1,943.5 ha	2,131.8 ha
	整備面積 (B)	1,868.4 ha	1,799.3 ha
	整備率 (B/A×100)	96.1 %	84.4 %
	管渠延長	517,728.8 m	109,241.7 m
	ポンプ場数	—	8箇所
	処理場	衣浦西部浄化センター※	—
普及状況	行政区域内人口	116,778 人	—
	処理区域内人口 (C)	104,990 人	—
	処理区域内人口密度 (C/B)	56.2 人/ha	—
	接続人口	93,021 人	—
	処理区域内世帯数	52,088世帯	—
	接続世帯	46,150世帯	—
	接続率	88.6 %	—

半田市下水道経営戦略より (P6)

2. 下水道事業の基本的考え方

経営の基本原則

【地方公営企業法第3条(経営の基本原則)】

「地方公営企業は、常に**企業の経済性を発揮**するとともに、その**本来の目的である公共の福祉を増進**するように運営されなければならない。」

- (1) 独立採算の原則
- (2) 雨水公費・汚水私費の原則
- (3) 使用料の基本原則

(1) 独立採算の原則

【地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）第2項】

...その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**

「下水道使用料」による自立経営が基本
(経営に伴う収入)

(2) 雨水公費・汚水私費の原則

第1次下水道財政研究委員会（昭和36年）提言

- ・雨水：原則として公費負担（租税負担）
- ・汚水：〃 個人負担

第5次下水道財政研究委員会（昭和60年）提言

- ・「雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担」

使用料の対象は「汚水事業」

公費の基準は、総務省発出の「地方公営企業繰出金について」より

(参考) 地方公営企業繰出金について

- ▶ 雨水処理に要する経費
- ▶ 分流式下水道等に要する経費
- ▶ 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ▶ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- ▶ 元利償還金関係

これらの経費は公費負担となる

(3) - ①使用料の基本原則

現在（改正後）の下水道使用料

	0～10 ³ m ³	11～20 ³ m ³	21～30 ³ m ³	31～50 ³ m ³	51～100 ³ m ³	101 ³ m ³ ～
基本使用料	600円					
従量使用料	60円/m ³	105円/m ³	130円/m ³	145円/m ³	180円/m ³	250円/m ³
使用水量	10 ³ m ³	20 ³ m ³	30 ³ m ³	50 ³ m ³	100 ³ m ³	200 ³ m ³
使用料	1,200円	2,250円	3,550円	6,450円	15,450円	40,450円
使用料単価	120.0円/m ³	112.5円/m ³	118.3円/m ³	129.0円/m ³	154.5円/m ³	202.25円/m ³

改正前の下水道使用料

	0～10 ³ m ³	11～20 ³ m ³	21～30 ³ m ³	31～50 ³ m ³	51～100 ³ m ³	101 ³ m ³ ～
基本使用料	450円					
従量使用料	50円/m ³	90円/m ³	115円/m ³	130円/m ³	165円/m ³	230円/m ³
使用水量	10 ³ m ³	20 ³ m ³	30 ³ m ³	50 ³ m ³	100 ³ m ³	200 ³ m ³
使用料	950円	1,850円	3,000円	5,600円	13,850円	36,850円
使用料単価	95.0円/m ³	92.5円/m ³	100.0円/m ³	112.0円/m ³	138.5円/m ³	184.25円/m ³

(3) – ②使用料の基本原則

【下水道法第20条(使用料)】

第二十条 公共下水道管理者は、**条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。**

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における**適正な原価をこえないもの**であること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (略)

「下水道使用料」による自立経営

3. 経営状況と今後の見通し

(1) - ①決算状況 (汚水事業)

	R3	R4	R5	R6
収入 (千円)	2,231,635	2,223,685	2,192,190	2,232,220
うち使用料	1,188,479	1,176,654	1,335,986	1,400,427
うち基準外	338,191	338,997	192,978	126,129
支出 (千円)	2,228,333	2,234,719	2,145,690	2,203,414
収支 (千円)	+ 3,302	▲11,034	+ 46,500	+ 28,806
収支 - 基準外	▲334,889	▲350,031	▲146,478	▲97,323

「収支 - 基準外」が**実際の「赤字額」 = 使用料収入が不足している額**

(1) - ② 決算状況 (汚水事業 令和6年度)

支出	維持管理費 7.5億円			資本費 13.5億円				実質赤字	
	※	浄化センター 処理費用	他	支払利息	減価償却費等			他	1.0
	0.2	6.5	0.8	1.5	12.0			他	1.0
収入	使用料収入			長期前受金戻入	他	基準内	基準外		
	14.0			5.4	0.5	1.1	1.3億円		
	使用料収入 14.0億円			長期前受金 5.4億円	他 0.5	一般会計繰入金 2.4億円			

※汚水管のメンテナンス費用

「基準外」 本来「使用料収入」で賄うべき経費の補てん額

(1) - ③決算状況 (経費回収率)

経費回収率とは

下水道使用料で回収すべき経費 (汚水処理費) を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表す指標

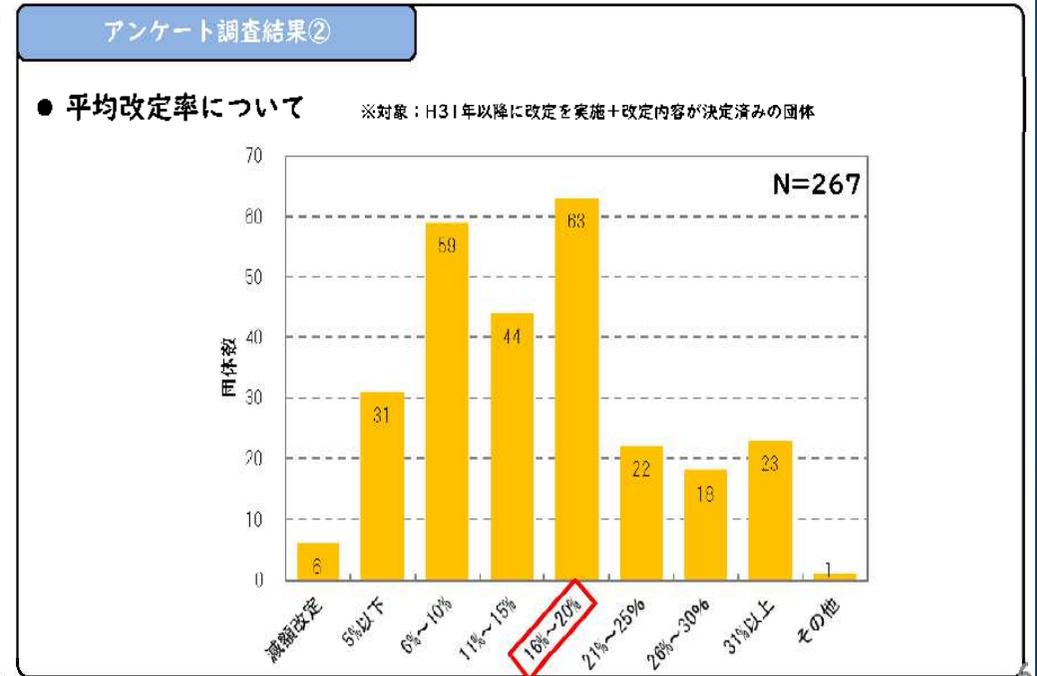
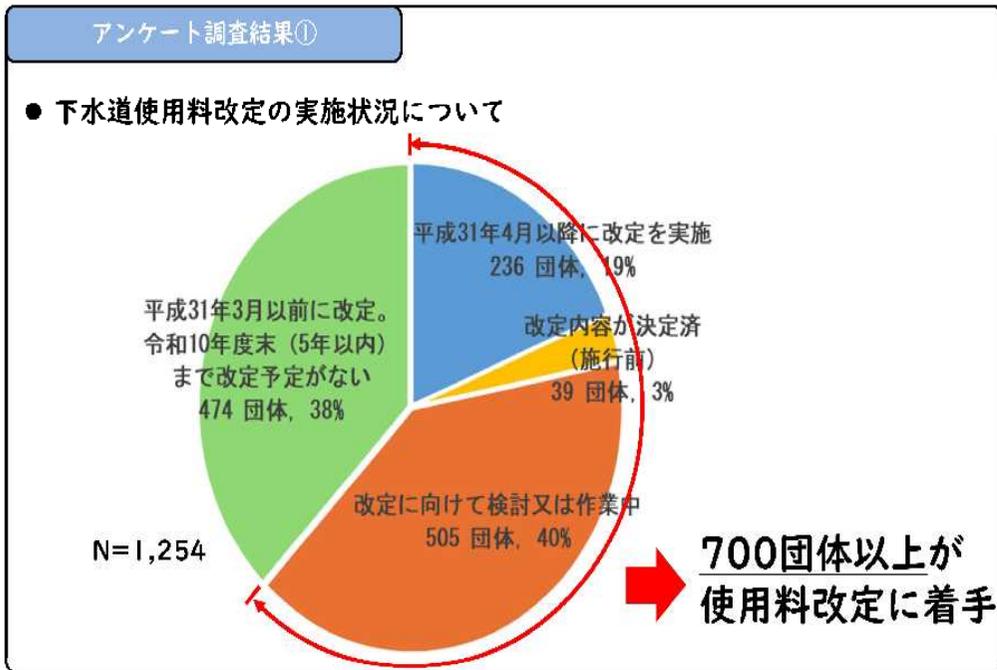
	R3	R4	R5	R6
下水道使用料 (単位：千円)	1,188,479	1,176,654	1,335,986	1,400,427
汚水処理費 (単位：千円)	1,526,042	1,506,153	1,499,390	1,505,219
経費回収率 (単位：%)	77.88	78.12	89.10	93.04

参考：他市の状況

団体名	処理区域内人口(人)	有収率(%)	家庭料金20㎡(円)税込	経常収支比率(%)	経費回収率(%)	汚水処理原価(円)	使用料単価(円/㎡)	水洗化率(%)
半田市	104,990	85.9	2,475	101.9	89.1	150.0	133.7	88.6
豊橋市	263,349	74.4	2,277	106.7	108.3	138.0	149.5	97.5
岡崎市	337,643	90.2	1,998	104.1	78.0	150.0	117.1	95.7
一宮市	263,211	75.2	2,019	98.9	66.2	150.0	99.3	75.6
春日井市	213,645	81.0	2,915	100.1	99.9	150.9	150.7	96.0
刈谷市	142,646	75.3	1,650	94.4	83.3	115.6	96.3	92.3
豊田市	309,624	92.3	1,980	104.6	79.2	151.1	119.7	94.1
安城市	143,146	97.1	1,650	95.9	65.7	146.7	96.4	93.2
小牧市	115,663	78.4	1,581	99.7	59.6	150.0	89.4	92.8
愛知県平均	125,146	87.8	2,126	102.8	78.5	153.2	119.1	84.5
類似団体全国平均	221,171	82.2	2,450	106.6	97.7	143.6	137.9	94.5

※下水道事業経営戦略より (P14)

参考：他市の使用料改定状況



※日本下水道協会アンケート結果より（令和7年2月）

知多4市の使用料改定状況（令和7年5月時点）

- ・東海市：令和7年4月改定（1段階目） 令和12年4月、令和17年4月にさらに改定予定
- ・大府市：令和4年10月改定（1段階目）、令和7年4月改定（2段階目）
- ・知多市：令和9年度改定予定（1段階目）
- ・常滑市：令和8年度または令和9年度改定予定

(2) 使用料収入の見通し

1. 増加要因

- ・整備面積の拡大（446世帯）
- ・未接続世帯の下水道接続（5,938帯）

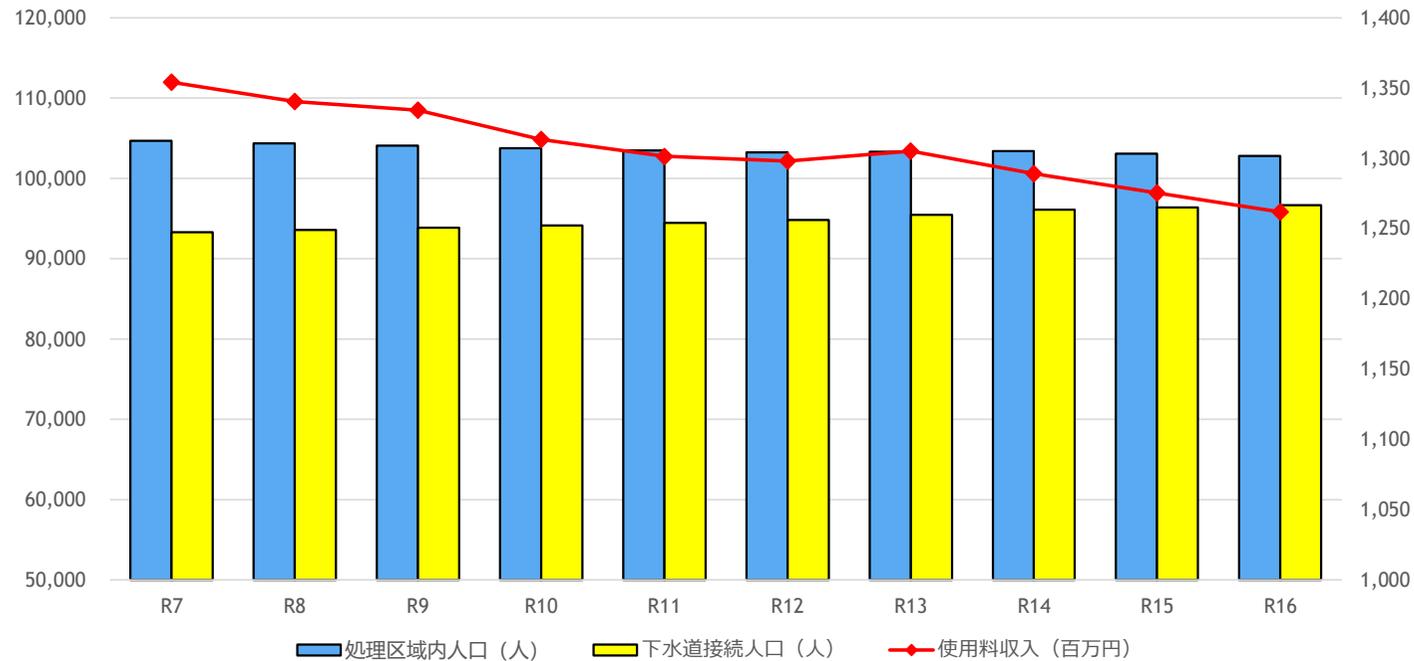
令和7年4月1日現在の下水道接続率 89.2%（下水道整備区域内）

※半田市下水道事業経営戦略より

2. 減少要因

- ・人口減少社会 ⇒ 有収水量の減
- ・節水型機器の普及 ⇒ 有収水量の減、使用料単価の減
- ・世帯構成人数の減 ⇒ 使用料単価の減

(2) - ①使用料収入の予測



処理区域内人口 ⇒ **減少** (人口減による)
下水道接続人口 ⇒ **増加** (未接続世帯の増による、ただし鈍化傾向)

◆使用料収入の見通し

整備拡大により一時的に増加するものの、
その後は人口減や節水機器の導入などによる有収水量の減の影響で使用料収入は、
「減少」していく

(3) 汚水処理費用の見通し

①維持管理費

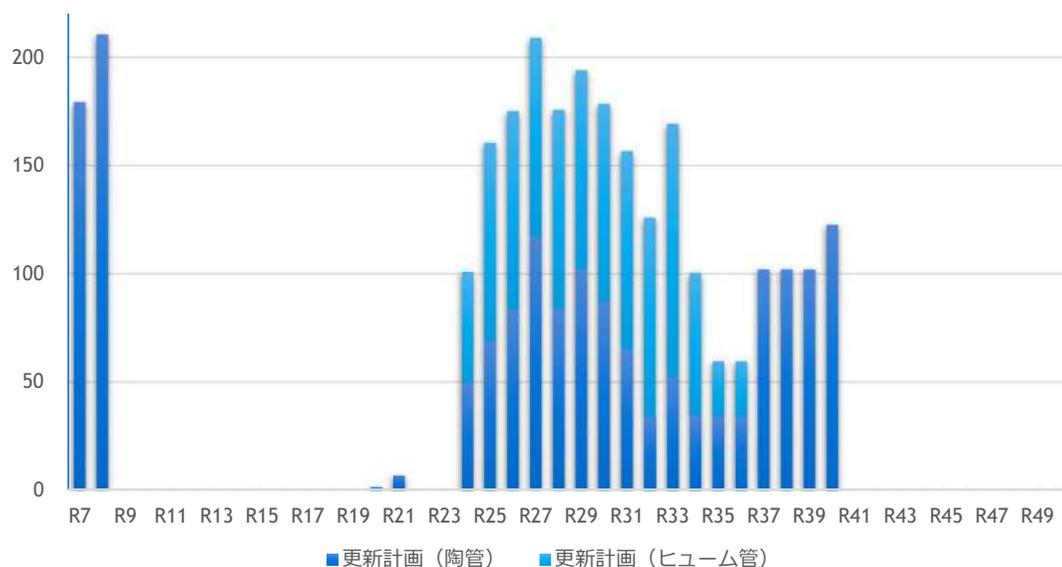
- ・ 人件費、物価については、現状は増加見込み
- ・ 衣浦西部流域下水道負担金についても、現状は増加見込み（3年ごとに更新）
※令和6年度から令和8年度は1m³あたり57.2円（令和5年度までは1m³あたり51.1円）

②資本費

- ・ 整備工事は概ね完了し、当面は大規模な投資事業の予定はないため、減価償却費に大きな変動はない。
- ・ 過去に借り入れた企業債の償還に伴い、支払利息は減少。

(4) 建設事業の見通し（污水整備事業）

- 下水道整備率令和6年度末で**96.1%**であり、概ねの整備は完了している。残りの整備については、令和10年度以降の予定（JR東海鉄道高架完了後に実施）
- 令和7年度～令和11年度にかけて、**避難所等の災害拠点の耐震化工事**の実施。
- 古い污水管の布設替え工事について、下水道污水管の法定耐用年数は50年であるが、カメラ調査等の結果によって**更新時期を見直し**ていく。長期の更新予定時期については、以下のとおり。（下水道事業経営戦略より（P19））



投資・財政計画（収支計画）

前述で説明しました内容を基に、投資・財政計画（収支計画）を作成しました。

■別添資料②の半田市下水道事業経営戦略P22～37を参照ください。

作成にあたっては、**過去3年間の費用の推移**や、人口については、企画課が作成した「**半田市デジタル田園都市構想総合戦略**」の**人口の将来設計**を参考にしております。また、今後については、**消費者物価指数の前年度比2.6%増**を採用し、算出しております。

使用料に大きく影響のある令和9年度～11年度の流域下水道維持管理負担金は、1m³あたり57.2円から**2.6%増の58.7円**で算出しております。（令和12年度以降も同様に算定）

今後の社会情勢や経済状況などにより、物価や人件費は変動することは想定されますので、決算における分析をより一層重視していきます。

「下水道使用料」による自立経営を達成するためには、

- **経費回収率100%相当の達成**
⇒使用料単価1m³あたり150円【資料①P5～6参照】
- **基準外繰入金の解消**

が目標となる。

目標達成のためには...

- **使用料の改定**
- **汚水処理費用の削減**
- **収益の増加**

使用料の改定

前回の審議会（令和2年8月18日～令和3年1月28日 計5回開催）

答申内容（抜粋） ※詳細は机上の答申書を確認ください。

『下水道は、安全で快適な都市生活を送るために欠かすことのできない**重要な都市基盤**となっており、**将来世代のため**にも、早期に「下水道使用料」による**自立経営を達成**しなければならない。そのためには、今後も**経費削減などの経営努力**を継続することが前提とはなるが、次のとおり**改定すべき**である。』

（1）改定時期と改定額の目安

『「下水道使用料による自立経営」を実現するためには、下水道使用料を「**経費回収率100%相当額**」に改定する必要がある。しかしながら、「経費回収率100%相当額」への改定は、**大幅な見直し**となるため、市民生活への影響を考慮し、**段階的な見直しを採用**すべきである。よって、**令和4年度に「経費回収率90%相当額」とする改定**を実施し、「経費回収率100%相当額」への改定は、**令和7年度以降に実施**することが妥当である。』

改定時期	改定額の目安			
	経費回収率	使用料算定経費		【参考】 平均使用料単価
		維持管理費	資本費	
令和4年度	90%	100%	75%	137円/m ³
令和7年度以降	100%	100%	100%	150円/m ³

⇒答申内容により、2段階目の使用料改定について審議会を開催することとした。

汚水処理費用の削減

主な削減内容

① 広域化・共同化

大府市・知多市と料金システム等の共同化⇒**ランニングコストの減**
常滑市・東海市・知多市の処理場で発生する脱水ケーキの共同処理
⇒**建設及び処理費用の減**

② 管渠の長期利用

下水道污水管の耐用年数は50年であるが、管渠の状態（カメラ調査などにより確認）によっては更新時期を延ばしていく⇒**更新費用の減**

③ 事務費削減

公用車の削減⇒**車両維持費、燃料費などの減**
排水ポンプ場の固定電話の廃止⇒**電話料金の減**
電子決裁の促進⇒**紙代の減**

収益の増加

主な収益内容

① 接続率の向上

集合住宅、大口住宅への戸別訪問や電話催促

未接続世帯への接続依頼の通知を実施⇒令和7年度に実施し、効果があれば継続して実施。

② 遊休地の活用

駐車場、太陽光発電など収入となる活用を行う。

③ 下水道ガチャの実施

下水道普及促進の一環で下水道に関するガチャガチャを設置。

今後のスケジュールと審議内容

- 令和7年7月9日（水）19時

下水道使用料の算定方法、改定シュミレーションなど

- 令和7年8月6日（水）19時

使用料体系について（基本使用料・従量使用料）

- 令和7年11月26日（水）19時

答申内容の協議（水道料金及び下水道使用料）

※令和7年9月10日（水）、令和7年10月8日（水）、令和7年11月5日（水）は水道料金に関する内容となります。

※議論の状況によっては、予備日（令和7年12月10日（水））を活用する場合があります。